

特定技能制度の背景と展望

A Note on the Background and Future of the System of Specified Skilled Worker

寺崎 克志
(Katsushi TERASAKI)

【要 約】

本稿の目的は2019年4月に出入国在留管理庁によって施行された在留資格「特定技能」制度の背景と展望について情報を俯瞰的に収集し、関係者のインタビューを参考にして、今後の展開を注意深く観察するための概要を批判的にまとめることにある。労働人口減少問題の背景として日本の逆ピラミッド型の人口構成がある。必然的に、労働人口からの漏出が参入を上回ることになる。その結果、人手不足の事態が発生することを第2節で指摘する。これに対処するため日本政府は外国人労働の導入を検討した。

かりに日本人労働者の減少分を外国人労働力で補てんしたとしても、労働力不足が生ずるため、第3節で人手不足解消のための条件を明示した。第4節と第5節では、外国人労働力導入の政策的な諸問題を考察する。

キーワード：特定技能, 技能実習, 人手不足, 外国人労働, 人口ピラミッド

【Abstract】

The purpose of this note is to collect information in overlooking way about background and a view of the residence qualification, "specified skill" system carried out by the immigration and residence control agency in April, 2019 and gather the outline to observe future development attentively critically focusing on the interview of person concerned. There is population composition of the Japanese reverse pyramid type as a background of a work force decrease problem. Inevitably, leakage from a work force will exceed entry. We point out that the result and situation of shortage of labor occurred in section 2. To handle this, Japanese Government considered introduction of foreigner labors.

The condition for labor shortage cancellation is specified in section 3 for shortage of labor to form even if we supplied with the decrease part of the Japanese laborer by foreigner labor temporarily. Political miscellaneous problems of foreigner labor introduction are considered by the section 4 and 5.

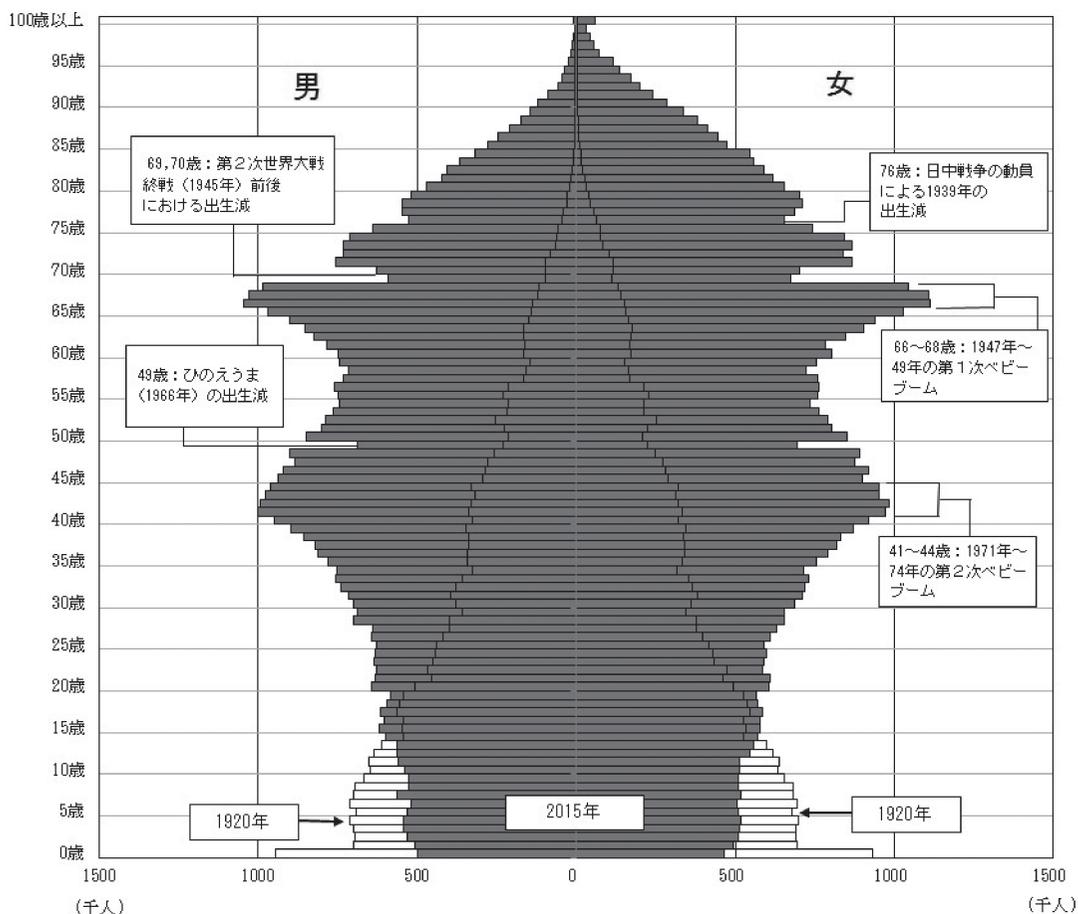
Keyword : Specified Skill, Technical Intern Training, Labor Shortage, Foreign Workers, Population Pyramid

1. はじめに

図表 1 は2015年の国勢調査に基づく日本の人口ピラミッドである。1920年の国勢調査に基づく日本の人口ピラミッドと比較すると、その形状がピラミッド型ではなく壺型であることがわかる。1947年から1949年に生誕した、いわゆる団塊の世代は、2015年時点で、労働人口の対象外となる65歳以上の高齢であるにもかかわらず最大の人口層になっている。団塊の世代に次ぐ人口層となっているのは1971年から1973年に誕生した第2次ベビーブームである。この人口は団塊の世代の女性が24歳から26歳で母親となったことに対応するものと推定される。団塊の世代はほぼ同数に近い人口を第2次

ベビーブームで生み出したが、これらの団塊の世代の子供たちは、同数以下の人口しか生み出していないため、人口ピラミッドが壺型になっていることが判断できる。すなわち、子供を持つことへの考え方が、第1次ベビーブーマー（団塊の世代）と第2次ベビーブーマーとは、異なっていることが、近年の日本の人口減の背後にあることが分かる。上述したように、第1次ベビーブーマーは同程度の人口を生み出した。高齢者の余命が延びたことから、人口増加は21世紀初頭まで継続したが、第2次ベビーブーマーは、同程度以下の人口しか再生産しなかった。このため、21世紀中の日本の総人口の減少がほぼ確定した¹⁾。

図表 1 日本の人口ピラミッド



資料：総務省統計局(2019)

2. 労働人口減少問題の背景²⁾

日本の労働人口を N 、その労働人口による生産を y とし、 N 以外の生産要素を捨象すると、

$$(1) \quad y = y(N),$$

という関係がある。この簡略化された生産関数を時間 t で微分すると、

$$(2) \quad dy/dt = y'dN/dt,$$

となる。ただし、 y' は労働の限界生産物である。この値は競争経済を想定すると実質賃金率に等しくなる。ここで図表 1 の人口ピラミッドから明らかなように、外国人労働力を除く 2015 年以降の労働人口からの退出 (65 歳) と参入 (15 歳) を比較すれば、退出の方が参入より多いので、時間の経過により日本人の労働人口は減少する³⁾。すなわち、

$$(3) \quad dN/dt < 0,$$

従って、時間の経過により、生産 (供給) y は労働人口の減少により縮小することになる。一方、需要を消費需要 C と投資需要 I の合計として、簡略化すれば、需給均衡においては、

$$(4) \quad y = C + I,$$

が成立する。ここで、消費関数を、生産 (所得) y の関数として、

$$(5) \quad C = C(y),$$

とし、時間 t で微分すれば、

$$(6) \quad dC/dt = C'y'dN/dt < 0,$$

となる。ただし、 C' は限界消費性向 (消費係数) である。需給均衡が成立するためには (4) より、

$$(7) \quad dy/dt = dC/dt + dI/dt,$$

が成立していなければならない。すなわち、上式の両辺に生産関数と消費関数を時間で微分した (2) と (6) を代入すれば、

$$(8) \quad y'dN/dt = C'y'dN/dt + dI/dt$$

あるいは、

$$(8)' \quad (1 - C') y'dN/dt = dI/dt < 0,$$

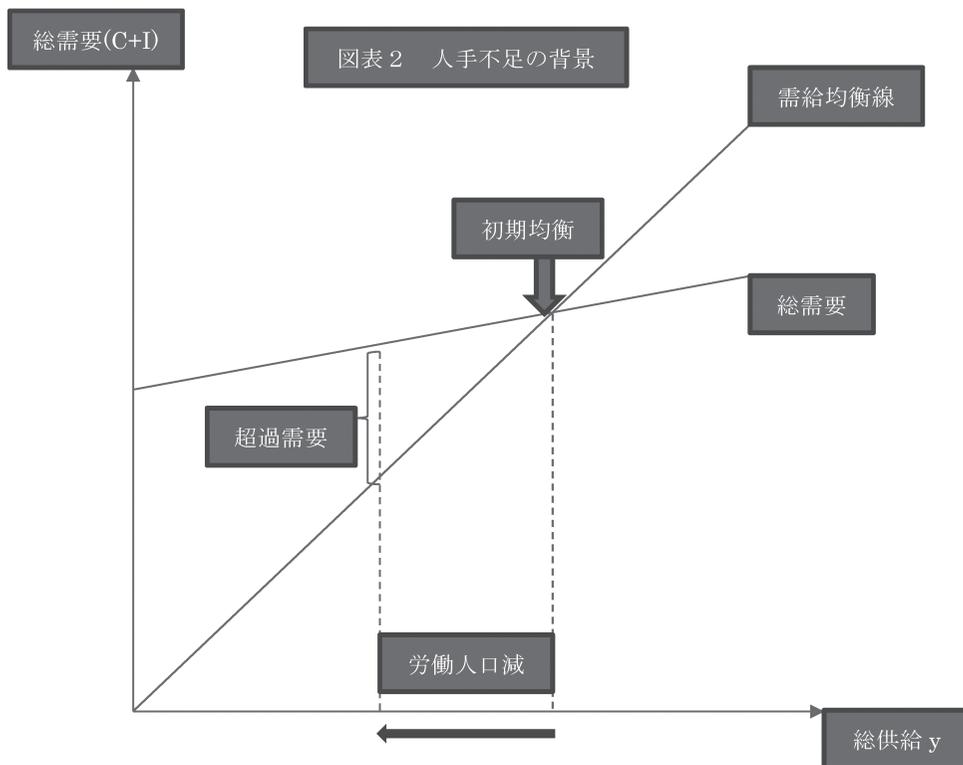
となる。ここで限界消費性向 C' は 1 より小さい正数であるから、労働人口が減少する状況では、投資需要が減少しなければ、需給均衡は成立しない。

ここで、投資の変化が外生的に与えられ、不変である、

$$dI/dt = 0,$$

とすれば供給の減少は消費需要の減少より絶対値で大きくなる。投資需要不変のもとでは供給不足、すなわち人手不足、が発生する。これが労働力不足の現状である。労働人口の減少 = 供給能力の低下、にたいして、労働所得の減少による消費需要の減少、が絶対値で下回ることから、供給不足 = 労働力不足、が発生するのである。あるいは、所得の減少 = 供給の減少、ほど、消費需要は減少しないことが、労働力不足の原因である。すなわち、限界消費性向が 1 より小であることから、所得の減少 dy/dt の方が絶対値で消費需要の減少 dC/dt を上回るのである。この状況が図表 2 に描かれている。縦軸に総需要 ($C+I$) が、横軸には総供給 y が取られている。縦軸の総需要の切片は基礎消費と投資需要の独立支出の合計である。需給均衡線は 45 度線で描かれている。

当初の需給均衡から労働人口が減少すると横軸の総供給 y が減少する。総供給の減少にともなって同額の所得が減少し、総需要も減少するが、総需要の減少は総需要曲線に従って左下方に表示される。総需要の減少は総供給の減少を絶対値で下回るため、両者の差額が超過需要 (負の超過供給) となり、供給不足 = 人手不足、が発生する。短期的には、意図せざる在庫投資



の減少=在庫品減少，で対応するが⁴⁾，長期的には在庫が払底するため供給を拡大せざるを得ないが⁵⁾，供給拡大のための労働人口が不足する。この不足分を解消するためには，労働人口を外生的に増加させればよい。そこで，労働人口を自国民労働人口 N と外国人労働人口 F の合計とすれば，

$$(9) \quad \text{労働人口} = N + F,$$

となり生産関数と消費関数をそれぞれ書きかえて y_n を自国民の所得， y_f を外国人の所得とし，

$$(10) \quad y = y(N, F),$$

$$(11) \quad C = C(y_n, y_f) = C_n(y_n) + C_f(y_f),$$

$$(12) \quad y = y_n + y_f,$$

とすると，あらたな需給均衡は，

$$(13) \quad \begin{aligned} y_1 dN/dt + y_2 dF/dt \\ = C_1 y_1 dN/dt + C_2 y_2 dF/dt + dI/dt, \end{aligned}$$

となる。ここで，微分係数は，

$$(14) \quad y_1 \equiv \partial y / \partial N = dy_n / dN,$$

$$(15) \quad y_2 \equiv \partial y / \partial F = dy_f / dF,$$

$$(16) \quad C_1 \equiv \partial C / \partial y_n = dC_n / dy_n,$$

$$(17) \quad C_2 \equiv \partial C / \partial y_f = dC_f / dy_f,$$

である。すなわち， y_1 は自国民労働の限界生産物， y_2 は外国人労働の限界生産物， C_1 は y_n の限界消費性向， C_2 は y_f の限界消費性向である。所得処分の恒等式は，

(18) $y_n \equiv C_n + S_n,$

(19) $y_f \equiv C_f + S_f + M,$

で示される。SnとSfはそれぞれの所得からの貯蓄であるが、Mはyfからの年間海外送金である⁵⁾。ここで、所得処分の恒等式から、

(20) $dC_n/dy_n + dS_n/dy_n \equiv 1,$

(21) $dC_f/dy_f + dS_f/dy_f + dM/dy_f \equiv 1,$

であり、限界海外送金は、

(22) $1 > dM/dy_f > 0,$

であるから、(20)と異なり、(21)においては、限界消費性向と限界貯蓄性向の和は1を下回り、

(23) $0 < dC_f/dy_f + dS_f/dy_f < 1$

となる。一般的に所得水準に関しては日本人の所得は外国人の所得を遥かに上回る、

$$y_n \gg y_f,$$

という関係があるため⁶⁾、かりに同一国民の消費であれば、限界消費性向に関しては、クロスセクション分析において、

(24) $dC_n/dy_n < dC_f/dy_f,$

という大小関係が推定される。ここで、自国民労働人口の減少を外国人労働で補充する場合を想定すると、

$$dN/dt + dF/dt = 0,$$

となる。したがって、(13)の需給均衡は、

(13)' $(y_2 - y_1 + C_1 y_1 - C_2 y_2) dF/dt = dI/dt$

と書きかえられる。さらに、投資水準不変 $dI/dt = 0$ 、とすれば4、需給均衡条件はさらに、

(13)" $y_2(1 - C_2) = y_1(1 - C_1),$

あるいは、

(13)'" $y_2/y_1 = (1 - C_1)/(1 - C_2),$

となる。すなわち、日本人の労働人口の減少分を同数の外国人労働で代替した場合、労働市場の需給均衡が成立する条件は、海外労働者導入による所得増加から消費需要として漏出しない額、

$$y_2(1 - C_2) = \text{貯蓄増},$$

が日本人の労働人口の減少による所得減から消費需要として漏出しない額、

$$y_1(1 - C_1) = \text{貯蓄減},$$

に等しいこと、あるいは、経済全体の貯蓄が不変となり、投資需要不変と均衡することによって、需給均衡が成立する。しかし一般的に、外国人労働者の限界生産物(賃金率) y_2 が日本人労働者の限界生産物(賃金率) y_1 より小さく($y_2 < y_1$)、しかも、所得水準の低い外国人労働者の限界消費性向 C_2 が日本人労働者の限界消費性向 C_1 よりも大きい($C_2 > C_1$)とすれば、(13)"の条件式の左辺 $y_2(1 - C_2)$ はより小さくなり、逆に右辺 $= y_1(1 - C_1)$ はより大きくなる。したがって、需給均衡条件は成立せず、(13)"の最初の条件式の左辺の値が右辺の値を下回るため、

$$y_2(1 - C_2) < y_1(1 - C_1),$$

外国人の需要漏出額(貯蓄増)が日本人の需要漏出額(貯蓄減)を絶対値で下回り、日本経済全体として、投資需要不変の下で、貯蓄が投資需要を下回る。かくして、日本人労働者の減少分を人数的に外国人労働者で補てんしても、超過需要=人手不足、が発生する。

こうして人手不足が生じる過程は次のように説明される。まず、日本人労働人口の減少により、生産規模=供給=所得、が減少する。このとき、消費需要も減少するが、限界消費性向が1よりも小さいことから、所得の減少=供給の減少、を需要の減少が下回る。その結果として、供給不足=人手不足、が生じる。そこで、減少した労働人口と同数を外国人労働で補てんすると、国内所得は増加するが、その金額は外国人労働者の賃金が日本人労働者の賃金よりも低いことから、総額では外国人労働者の所得の増加は日本人労働者の所得の減少を下回る。すなわち、供給水準は元の水準に復帰しない。したがって、労働不足は解消しない。さらに、外国人労働所得の限界貯蓄性向（限界消費性向）が日本人労働所得の限界貯蓄性向（限界消費性向）よりも小さい（大きい）とすれば、社会全体としての限界貯蓄性向はマイナスとなり、貯蓄は不変と想定する投資需要を下回り、超過需要が発生し、人手不足となる。

ところで、外国人の限界消費性向に関しては、その一部が海外送金に流出すると考えられ、増加した所得の一部が海外送金に漏出するため、限界消費性向はほぼ均等、すなわち、

$$(25) \quad dC_n/dy_n \cong dC_f/dy_f,$$

であることを単純化のため想定する。そこで、

$$(26) \quad dC_n/dy_n = dC_f/dy_f \equiv C',$$

とすれば、新たな需給均衡は、

$$(27) \quad \begin{aligned} y_1 dN/dt + y_2 dF/dt \\ = C'(y_1 dN/dt + y_2 dF/dt) + dI/dt, \end{aligned}$$

すなわち、

$$(28) \quad (1-C')(y_1 dN/dt + y_2 dF/dt) = dI/dt,$$

となる。ここで、あらためて自国民労働人口の減少を外国人労働で補充する場合を想定すると、

$$(29) \quad dN/dt + dF/dt = 0,$$

となる。したがって、需給均衡は、

$$(30) \quad (1-C')(y_2 - y_1) dF/dt = dI/dt,$$

となる。ここで、自国民労働の限界生産物 y_1 の方が、日本語や日本の様々な労働慣習に不慣れな外国人労働の限界生産物 y_2 よりも大きい、すなわち、

$$(31) \quad y_1 > y_2,$$

を想定した場合、(30)より左辺が負となるので、投資需要の減少によって、需給均衡が実現することを意味する。したがって、自国民労働人口の減少を同数の外国人労働で補充したとしても、自国民労働の実質賃金（限界生産物）の方が外国人労働の実質賃金（限界生産物）を上回る限り、自国民労働の減少による消費需要の減少が外国人労働の補充による消費需要の増加を絶対値で上回るため、投資需要が減少しなければ、需給均衡は実現しない。かりに、投資需要の減少が起らないとすれば、超過需要=供給不足=人手不足、が発生する。

3. 人手不足解消の条件⁸⁾

かくして、労働力不足を補うために、不足分を外国人労働力によって補てんしたとしても、労働力不足は解消しないことが分かる。それでは、投資水準に変更がないとすれば、すなわち、

$$dI/dt = 0,$$

のもとで日本の労働人口の減少と外国人労働力の増加の間にどのような関係があれば人手不足は発生しないのか。その条件を求めることにする。まず(28)において投資需要を不変とすると、

$$(28)' \quad (1-C')(y_1 dN/dt + y_2 dF/dt) = 0,$$

となる。したがって、 $1 < C' < 0$ 、であるから、これを dF/dt について解くと、

$$(32) \quad dF/dt = -(dN/dt)y_1/y_2,$$

となる。ゆえに、導入すべき外国人労働者の人数は、減少する日本人労働人口の y_1/y_2 倍、すなわち退出する日本人労働者と外国人労働者の賃金格差の倍率でなければならない。

ここで、(31)より、日本人労働者の限界生産物（実質賃金） y_1 が外国人労働者の限界生産物（実質賃金） y_2 より高いと想定しているの⁹⁾、

$$(33) \quad y_1/y_2 > 1,$$

すなわち外国人労働者の導入は日本人労働人口の減少を(33)の倍率で上回らなければならない。図表2において、日本人労働人口の減少は超過需要を生み出すが、総供給の減少を外国労働者の導入によって補てんすれば、当初の需給均衡に復帰する。このとき、外国人労働の限界生産物は日本人労働者の限界生産物よりも小さいので、総供給を補てんするためには、外国人労働者の限界生産物が日本人労働者の限界生産物よりも少ない分だけ外国人労働者の導入量は日本人の労働人口の減少分を凌駕しなければならない。

かくして、日本人労働人口の減少人数と同数の外国人労働者を導入するだけでは、人手不足の解消には不十分で、日本人労働人口の減少を上回る外国人労働者の導入が必要であるというのが本節の結論である。

4. 人手不足対策の経緯¹⁰⁾

市場経済においては、需給不均衡における市場調整は、価格の変動によって行われる¹¹⁾。価格調整が速やかに行われる場合には、人手不足は賃金率の上昇によって調整され、労働供給の増加と労働需要の減少によって、人手不足は解消される。したがって、人手不足は賃金率調整が速やかに行われないことによって発生する。Keynes (1936)は失業の存在の下における賃金の下方硬直性を指摘し、賃金率調整が行われないことを指摘したが、日本経済においては、人手不足が叫ばれているにもかかわらず賃金率が上昇していない。このことは、近年叫ばれている人手不足は、マクロ経済全体で生じている

ものではないことを暗示している。すなわち、人手不足は特定の労働市場において生じている。

農業や漁業などの一次産業や縫製などの労働集約的な零細な製造業においては長期にわたって労働力不足が囁かれてきた。これらの市場の特徴はいずれも零細な経営体が労働需要者となっていることである。労働力不足が囁かれているにもかかわらず、賃金率が上昇しないのは、労働を需要する経営体が供給する生産物市場が需要独占的な市場構造になっているためである。すなわち、生産物を供給する側（小規模零細）が多数存在し、その生産物を需要する側が独占的な企業（大規模小売業）であるという特徴がある。あるいは介護事業のように料金設定に政府の規制が存在するために、労働力不足にもかかわらず賃金率を引き上げることができないという市場構造がある。または接客業のように生産性の向上が困難で、経営体がいずれも小規模で、市場競争が激しく、賃金コストの引き上げが困難な市場も同様である。小規模零細生産者における人手不足は生産拡大のためではなく、生産維持のためである。人手不足は生産性向上によっても解消されるが、小規模経営体であるためそのための資金がなく、小規模零細自営業を保護する経済政策のため、大企業がこの市場に参入して生産性を向上させることができない。あるいは、国際競争力のない衰退産業であるため、大企業の市場参入はない¹²⁾。

実際、上場企業であるブラック企業においては、人手不足は報告されていない¹³⁾。逆にブラック企業は適正労働需要を上回る新卒を採用し、採用後に新卒の労働能力を確認し、企業利潤に貢献しないと思われる新卒に対して、自発的に退職するように誘導している。

技能実習生制度は衰退産業における小規模零細自営業における労働力不足を解消するために1993年に制定された¹⁴⁾。高い賃金を設定することによって、労働力不足を解消できないため、低賃金労働を海外に求める以外に手段は存在しなかった。単純労働に対して就労ビザは発給されないため、技能実習という概念が創案された。すなわち、国際技術協力を目的とし、日本国内において労働実習を通じて、技能を取得

するという謳い文句が提唱された。したがって、技能を取得した後は、日本で就労することは許されず、外国人労働者は帰国を強要される。日本においては低賃金ではあっても、他のアジア諸国の賃金と比較すると、10倍近くの格差が存在したため、高所得を求める外国人が技能実習生に応募した。

4.1 外国人技能実習生の問題¹⁵⁾

技能実習生に応募した外国人は、母国において正規就労していない場合が多い。しかも、所得水準の高い都市部ではなく、所得水準の低い農村部の若者が大半であった。インターネットも十分に普及していなかった21世紀初頭において、彼らの技能実習生に関する情報は皆無で、地元ブローカーに頼るしかなかった。地元ブローカーは「高額の手数料を支払っても日本で働けば十分稼ぐことが可能である」という甘言を弄し、親族からの借金を搾取し、日本に送り込むという手法をとった。日本で就労することになった技能実習生は低賃金と長時間労働と残業代の不払いに苦しめられた。こうした不当就労から逃れるために失踪という手段を技能実習生が選んだのは、技能実習制度において就業先の変更が認められていなかったためである。失踪しない場合は、強制送還以外の選択肢がない。就業途中で帰国すれば、訪日の際に負ってきた借金を全く返済することができない。就労を継続しても、低賃金のため十分に借金を返済できない。失踪して、他業種に転職すれば、就労ビザが無効になるものの借金の返済は多少緩和される。しかし、そうした不法就労を承知で雇用する組織は、技能実習生の弱みにつけこんで、低賃金労働、長時間雇用、残業代の不払いの受容をかれらに強要する。したがって、技能実習生にとって救済される道は残されていない¹⁶⁾。

4.2 技能実習生受け入れ側の問題

技能実習生を受け入れるのは、小規模零細自営業が中心である¹⁷⁾。経営体に競争力がないため、かれらを高賃金で雇用できない。しかも、技能実習制度においては、日本側に管理団体(受け入れ組合)の存在があるので、管理団体に手数料を支払う必要がある。その手数料は技能

実習生の報酬から支払われることになる。小規模零細経営体は自力で外国人実習生を直接雇用できないため、技能実習生の管理団体に依存せざるを得ない。低賃金、長時間労働および残業代不払いに不平をもらす技能実習生に対して本国への強制送還の脅しカードをちらつかせて労働を強いる以外に方策がない。かれらは技能実習生の失踪によって、さらに苦境に立たされることになる。

5. 特定技能制度の施行¹⁸⁾

技能実習制度において技能実習生は1年間の期間限定で実習を終えなければならない。ただし、1年ごとに更新し、最長5年間の延長が可能である。技能実習生は最長5年で帰国しなければならない。これをさらに延長させるため、特定技能制度が2019年4月から導入された。したがって、特定技能制度の対象となる業種・職種は技能実習制度の対象となっている業種・職種を継承している¹⁹⁾。特定技能2号については、家族の呼びよせが可能であり、実質的な移民となる可能性が高い²⁰⁾。しかし、特定技能2号に至るまでには、1号技能実習で1年、2号技能実習でさらに2年、3号技能実習でさらに2年、特定技能1号でさらに5年の在留が最大限可能である。この間、最長1年ごとの在留資格の更新が必要であり、在留資格の延長が認められない場合は、帰国を強制される。このことは、単年度の人手不足解消の条件は、長期的には成立せず、単年度において導入した外国人労働者の後年の漏出を想定すれば、この漏出分を後年において外国人労働者の導入に追加しなければならない。一方で、年金制度の補修のために、年金支給年齢の延長とそれに伴う定年年齢の引き上げが検討されている。こうした高齢者対策の変更は、労働人口の減少を緩和させる要因となり、外国人労働者の導入を抑制させることになる。

技能実習生から特定技能1型終了までの10年間は、一般的な永住権取得要件の一つであり、通算在住期間10年は永住権取得要件との整合性を考慮している。

5.1 経済同友会の提言

2019年2月に物流改革を通じた成長戦略委員会(2019)が提言をまとめた。その中に外国人ドライバーを特定技能に含めるようにとの提言があった²¹⁾。この提言は2019年4月に施行される特定技能制度を対象としたものである。制度自体は2018年末に法制化されていたので、それを受けた提言である。しかし、外国人ドライバーを技能実習制度の対象としないことは、すでに、2015年の国土交通相の記者会見で表明されている²²⁾。にもかかわらず、経済同友会が提言のなかに外国人ドライバーに触れたことは、特定技能制度を政府に要請したのが日本商工会議所であり、経済同友会は法制化にあたって政府の意見聴取を受けていなかったことを意味する。

ところでこの提言をまとめた委員会の委員長は日本通運の会長(提言当時)であり、副委員長にヤマトホールディングス社長(提言当時)が、また委員に同会長(提言当時)が名を連ねている。この提言をまとめた経済同友会政策調査部の見解では、外国人ドライバーに関する意見はこうした陸運業のトップ企業からは提示されなかった。また、ヤマトホールディングス広報戦略部からも運転手不足の認識は聴取できなかった。とすると、提言の源となった可能性は委員会の委員であった諏訪貨物自動車の会長および滋賀近交運輸倉庫の会長に求められる。

陸運業界は日本郵便、日本通運、ヤマトホールディングス、SGホールディングスの寡占体制にある。これらの巨大企業は知名度もあり、ブランド力もあるため、運転手を求人した場合、かなりの効率で充足が可能である。運転手不足は中小零細の陸運業者が声を上げているが、こうした末端の業者が労務廃業に追い込まれても、その荷受けは寡占企業に回ってくるので、外国人ドライバーを特定技能職種に含めるというモチベーションは寡占企業には存在しない。

5.2 特定技能制度の展望

特定技能2号は、技能実習生の受け皿となる特定技能1号の受け皿として設定されている。従来になかった技能就労ビザの内、特定技能2

号に限り、その家族に対しても在留資格が与えられる。ハードルは高いものの、日本において技能を習得し、有用な労働力として認められた労働者に限り、特定技能2号という資格で永住への道が開かれる²³⁾。難民認定と同様に、諸外国と比べるとハードルはかなり高い。特定技能2号が日本の人口減少を補てんするボリュームがあるとは思われない。日本の労働人口がこれから20年にわたって、年間100万人規模で減少するのに対して、特定技能として就労ビザを提供するのはたかだか5年間で35万人足らずに過ぎない。

6. おわりに

経済同友会(2019)が指摘しているように、技能実習制度を接続させる形で施行された特定技能制度には、技能実習制度における諸問題が解決されないままであることにいくつかの課題がある。2019年4月に施行されたばかりであるので、どのような問題が生じ、それにたいしてどのように対処してゆくのか、継続的に観察する必要がある。現在進行中の諸賢の研究活動の成果を検討しながら、包括的な見解の形成を今後の課題としたい。

【引用文献】

- 朝日新聞(2019)外国人トラック運転手に在留資格を：経済同友会が提言，朝日新聞DIGITAL2月5日，<https://www.asahi.com/articles/ASM255DZCM25ULFA015.html>。
- 伊瀬洋昭(2019)『新たな在留資格「特定技能」について』特定非営利活動法人日本国際親善協会。
- 伊藤元重(編集)(2011)『国際環境の変化と日本経済』慶應義塾大学出版会。
- 大石奈々(2013)「グローバル化と日本における外国人受け入れ政策」『生活経済政策』195, 28-36。
- 外務省(2019)「永住許可に関するガイドライン」1(3)ア，http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukan_nyuukan50.html。
- 加藤久和(2013)『人口減少社会における経済・社会政策』経済産業研究所。
- 上林千恵子(2015)『外国人労働者受け入れと日本社会』東京大学出版会。
- 北嶋誠士(2019)『ベトナムの経済・投資動向と投

- 資環境』JETROハノイ事務所。
- ゲエン バン ハオ (2019)『高度外国人材育成と日本企業への就職支援について』一般社団法人外国人材支援機構。
- 黒岩郁雄 (編著) (2014)『東アジア統合の経済学』日本評論社。
- 経済同友会 (2019) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案概要等についての意見 (パブリックコメント), <https://www.doyukai.or.jp>。
- 経団連 (2018) 外国人材の受入れに向けた基本的な考え方, <https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/086.html>。
- Keynes, J.M., (1936) *The general theory of employment, interest and money*, London Macmillan, 塩野谷 (1983)。
- 厚生労働省 (2019) 技能実習制度対象職種・作業一覧 (令和元年5月28日時点80職種144作業), <https://www.mhlw.go.jp/content/000512744.pdf>。
- 国土交通省 (2015) 太田大臣会見要旨, 4月8日, <https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin140408.html>。
- 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2008)『人口減少社会の外国人問題』国立国会図書館。
- 後藤純一 (2011)「少子高齢化時代における外国人労働者問題」伊藤 (2011), 331-366。
- 後藤純一 (2015)「少子高齢化時代における外国人労働者受け入れ政策の経済学的分析」『国際経済』August, 1-26。
- 小針泰介 (2018)「賃金から見た外国人労働者問題」『調査と情報』1024。
- 近藤倫子 (2019)「介護人材確保のための施策の概要」『調査と情報』1034。
- 梅田邦夫 (2019)『日越人材育成交流フォーラム 2019 in ハノイ』在ベトナム日本大使館。
- 佐藤仁志・町北朋洋 (2014)「労働移動」黒岩 (2014), 113-145。
- 佐藤文明 (1993)『在日「外国人」読本』緑風出版。
- 佐藤由利子・堀江学 (2015)「日本の留学生教育の質保証とシステムの課題」『留学生教育』20, 93-104。
- 在ベトナム日本国大使館 (2019) 日本国法務省, 外務省, 厚生労働省及び警察庁とベトナム国労働・傷病兵・社会問題省との間の在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための基本的枠組に関する協力覚書 (仮訳), <https://www.mofa.go.jp/files/000494342.pdf>。
- 塩野谷祐一 (訳) (1983)『ケインズ全集第7巻: 雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社, Keynes (1936)。
- 出入国在留管理庁 (2019) 在留資格「特定技能」について, http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html。
- 荘司芳樹 (2019)『労働基準法』新星出版。
- 杉田昌平 (2019)『外国人財受入れガイドブック』ぎょうせい。
- 総務省統計局 (2019)「平成27年 (2015年) 国勢調査 (抽出速報集計)」<https://www.stat.go.jp>。
- 寺崎克志 (1979)「国際競争力指標としての輸出入比率」『三田経済学研究』11, 34-51。
- 寺崎克志 (1983)「国際貿易の純粋理論における貿易パターンに関するRicardoとHeckscher=Ohlinの静学命題に対するF.D.Graham, G.D.A. MacDougall, W.Leontiefの貢献」『国際商科大学論叢』27, 177-189。
- 寺崎克志 (1989)『国際経済原論入門』杉山書店。
- 寺崎克志 (1992)『アナリストのための経済』同文館。
- 寺崎克志 (1994)『解説ミクロ経済学』同文館。
- 寺崎克志 (1995a)『解説マクロ経済学』同文館。
- 寺崎克志 (1995b)「多数決投票均衡と国際公共消費財」『国際政経論集』3,22-44。
- 寺崎克志 (1995c)「国際公共財と経済厚生」『三田学会雑誌』88 (2), 77-99。
- 寺崎克志 (1996)『国際経済論』杉山書店。
- 寺崎克志 (1998)『国際公共経済論』杉山書店。
- 寺崎克志 (2003)『証券アナリストのための金融経済』三恵社。
- 寺崎克志 (2004)「最適援助政策としての国際公共財と国内公共財に関する一考察」『国際公共経済研究』15,103-110。
- 寺崎克志 (2006a)『公認会計士のためのマクロ経済学』三恵社。
- 寺崎克志 (2006b)「国際公共財概念に関する一考察」『目白大学総合科学研究』2,33-43。
- 寺崎克志 (2007a)『公認会計士のためのミクロ経済学』三恵社。
- 寺崎克志 (2007b)「国際公共財としての決算単身における業績予想とMD&Aについて」『国際公共経済研究』18,129-139。
- 寺崎克志 (2008)『増補改訂証券アナリストのための金融経済』三恵社。
- 寺崎克志 (2011a)『会計士マクロ経済』大原出版。
- 寺崎克志 (2011b)『会計士ミクロ経済』大原出版。
- 寺崎克志 (2011c)『新版国際経済論』大原出版。

- 寺崎克志 (2012) 『アナリスト経済』大原出版。
- 寺崎克志 (2013) 「21世紀前半の日本経済の展望」『目白大学総合科学研究』9, 55-70.
- 寺崎克志 (2014) 「日本経済の現状と展望」『目白大学総合科学研究』10, 23-39.
- 寺崎克志 (2015a) 『公務員マクロ経済学入門』大原出版。
- 寺崎克志 (2015b) 『公務員ミクロ経済学入門』大原出版。
- 寺崎克志 (2015c) 「日本経済の現状分析と展望：アベノミクスの功罪」『日本語教育と日本語学研究国際シンポジウム』15-16.
- 寺崎克志 (2015d) 「ブラック企業の経済学」『目白大学総合科学研究』11, 19-40.
- 寺崎克志 (2016) 「日本経済の低迷—中国経済への教訓」『日本語教育と日本語学研究国際シンポジウム』
- 寺崎克志・他 (1975) 『産業構造・貿易構造の国際比較を中心とした我国産業構造のあり方』三菱総合研究所。
- 寺崎克志・他 (1983) 『貿易概論』杉山書店。
- 寺崎克志・他, 宮澤健一 (監修) (1981a) 『演習ミクロ経済学』同文館。
- 寺崎克志・他, 宮澤健一 (監修) (1981b) 『演習マクロ経済学』同文館。
- 寺崎克志・他, 宮澤健一 (監修) (1983a) 『演習ミクロ経済学・増補版』同文館。
- 寺崎克志・他, 宮澤健一 (監修) (1983b) 『演習マクロ経済学・増補版』同文館。
- 寺崎克志・他 (2006) 『国際公共経済学』創成社。
- 寺崎克志・他 (2012) 『[改訂版]国際公共経済学』創成社。
- Terasaki, K. (1992) Optimum supply of international public goods, *Keio Economic Studies*, 29 (1), 45-61.
- Terasaki, K. (1999) *The Theory of International Trade, Investment, and Public Goods*, Sugiyama Shoten.
- Terasaki, K. (2004) The provision of international public good for alliance 『目白大学総合科学研究』3, 43-54.
- 東洋経済新報社 (編) (2019) 「移民解禁」『週刊東洋経済』293.
- 棗一郎 (2018) 新たな外国人労働者受入れ制度創設に対する声明, roudou-bengodan.org/proposal/
- 日本政策金融公庫総合研究所編 (2017) 『中小企業の成長を支える外国人労働者』同友館。
- 萩原里紗・中島隆信 (2014) 「人口減少下における望ましい移民政策」『RIETI Discussion Paper Series』14-J-018.
- 橋本由紀 (2010) 「外国人研修生・技能実習生を活用する企業の生産性に関する検証」『RIETI Discussion Paper Series』10-J-018.
- 藤原良雄編 (2019) 『開かれた移民社会へ』藤原書店。
- 物流改革を通じた成長戦略委員会 (2019) 『経済成長と競争力強化に資する物流改革』経済同友会。
- 法務省入国管理局 (2018) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について, <http://www.moj.go.jp/content/001278434.pdf>.
- 法務省入国管理局 (2019) 特定技能外国人受入れに関する運用要領, <https://www.moj.go.jp/content/001289242/pdf>.
- 町北朋洋 (2015) 「日本の外国人労働力の実態把握」『日本労働研究雑誌』662, 5-26.
- 宮島喬・鈴木江理子 (2017) 『外国人労働者受け入れを問う』岩波書店。
- 村上瞳 (2019) 「強固な受け入れ体制の構築が急務」『整備戦略』307, 16-17.
- 労働市場改革委員会 (2019) 『持続的成長に資する労働市場改革』経済同友会。
- 労働新聞社 (編) (2019) 『2019年施行入管法』労働新聞社。

【注】

- 1) 人口減が日本経済に与える影響については、寺崎 (2013,2014,2015c,2016) を参照されたい。また、人口減少社会における経済政策と社会政策については、加藤 (2013) を参照されたい。
- 2) 人口減少経済における望ましい移民政策について、経済分析の観点からの展望としては、萩原・中島 (2014) を参照されたい。また、少子高齢化を前提とした外国人労働者受け入れの経済学的理論分析については、後藤 (2015) を参照されたい。さらに人口減少社会の包括的な外国人問題については、国立国会図書館調査及び立法考査局 (2008) を参照されたい。
- 3) 事故死や帰化はあるものの2020年の人口ピラミッドは図表1を上方へ5年スライドさせれば得られるので、労働人口の推移は容易に推測できる。労働人口減少対策として、労働人口の定義が70歳まで延長された場合も同様に推計できる。
- 4) 在庫調整から供給調整を想定する短期生産調整の前提として、失業者の存在と資本操業度の低水準がある。詳細については、寺崎 (1992,1995a,2003,2006a,2008,2011a,2012,2015a) および寺崎・他

- (1981b,1983b)などを参照されたい。
- 5) 外国人労働者の多くが訪日前に自国内で借金を負い、その借金の返済のために母国に送金する行動は、小針（2018）に指摘されている。
 - 6) ここでは、Keynes（1936）の1国の時系列の議論を、日本人労働者全体と外国人労働者全体のクロスセクションの議論に援用している。
 - 7) 長期的には一般的に労働不足を解消するためにAI投資などの省力化投資が誘発されるため外国人労働者の受け入れが政策的に期待できない場合は、 $dI/dt > 0$ 、となる可能性がある。
 - 8) 本稿では、外国人労働力について、労働供給と労働需要の側面から理論分析を行っているが、実態の把握については町北（2015）を参照されたい。
 - 9) 杉田（2019）および伊瀬（2019）で紹介されているように特定技能制度においては外国人である特定技能者の賃金は日本人と同等でなければならないと規定されている。ただし、ここで規定されている日本人の賃金は当該特定技能であって、労働市場から退出する日本人労働者の賃金水準ではない。当該特定技能の職種は日本人労働者が就業を希望しないために労働力不足となっている職種であるから、労働の質に比して賃金水準が低いと想定される。すなわち労働の質で評価した実質賃金が特定技能以外の実質賃金より低いと考えられる。また、外国人研修生・技能実習生に関する生産性の実証分析に関しては、橋本（2010）を参照されたい。
 - 10) 人手不足対策の経緯と現状については、東洋経済新報社（2019）および労働市場改革委員会（2019）などを参照されたい。経団連（2018）は大企業の集まりであるため、外国人材に人手不足の解消を求めている。また、外国人受け入れ政策については、大石（2013）を参照されたい。
 - 11) ミクロ的な価格調整過程については寺崎（1992,1994,2003,2007a,2008,2011b,2012,2015b）および寺崎・他（1981a,1983a）などを参照されたい。
 - 12) 国際競争力という概念については、寺崎（1979,1983,1989,1996,1998a,2011c）および寺崎・他（1975,1983）などを参照されたい。
 - 13) ブラック企業については、寺崎（2015d）を参照されたい。
 - 14) 技能実習制度や特定技能制度は外国人がその使用料を支払うことなくその制度を利用することができるので国際公共財の一つである。国際公共財という概念については、寺崎（1995b,1995c,1998,2004,2006b,2007b）、寺崎他（2006,2012）、Terasaki（1992,1999,2005）などを参照されたい。
 - 15) 技能実習制度の展開とジレンマについては、上林（2015）を参照されたい。
 - 16) 在ベトナム日本国大使館（2019）がベトナム政府と交わした在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための基本的枠組みに関する協力覚書において、ベトナム人労働者が日本において不利な労働を強要されないように配慮すべきという文言が周到に掲げられている。とくに、特定技能への移行を視野に入れたベトナム人留学生の送り出しと受け入れに関する諸問題については、佐藤・堀江（2015）を参照されたい。
 - 17) 外国人労働者の導入が中小企業の成長を支えるという見解については日本政策金融公庫総合研究所（2017）を参照されたい。
 - 18) 2019年に施行された入管法における特定技能資格の創設の詳細については、労働新聞社（2019）を参照されたい。特定技能外国人受入れに関する基本方針の閣議決定と運用要領については法務省出入国管理局（2018,2019）を、とくに自動車整備における受け入れの詳細については村上（2019）を参照されたい。また特定技能を単純労働と認識し、棗（2018）は技能実習制度を廃止すべきであると論じている。
 - 19) 移行対象の一覧表については、杉田（2019）を参照されたい。
 - 20) 移民に関する日本社会の諸問題に関しては、佐藤（1993）を参照されたい。
 - 21) 朝日新聞（2019）。
 - 22) 国土交通省（2015）。ドライバーに対して介護人材の確保については、近藤（2019）に明らかのように施策が進展している。
 - 23) 在ベトナム日本大使館一等書記官の林幹雄氏の指摘によると、「永住許可ガイドライ」外務省（2019）では、10年のうち特定技能2号で5年以上いないと要件を満たさないとのことである。
- * 本稿作成にあたり以下の方々のご意見を参考にさせていただきました。記して謝意を表する次第である。（敬称略・順不同）CHU TRAN THUY (INFORMATION TECHNOLOGY MANPOWER JOINT STOCK COMPANY), DO THI PHUONG (THANG LONG UNIVERSITY 日本語学科長), DUONG MAI NGOC THUONG (株式

会社MANSAN代表取締役), LA THI NGOC (グランビジョン交際学院), LE THE BINH (PROJECT JAPAN 22ND CENTURY・JVRC日本語センターセンター長), NGUYEN DAM VAN (VAN MINH CO., LTD GENERAL MANAGER, NCHE AN YOUNG ENTREPRENEURS' ASSOCIATION CHAIRMAN), NGUYEN DUY TUAN (株式会社ACE代表取締役社長), NGUYEN THANH BINH (ベトナム太平洋人材株式会社取締役会長), NGUYEN THI BICH HA (FOREIGN TRADE UNIVERSITY LINGUISTIC DEPARTMENT JAPANESE FACULTY), NGUYEN VAN DA (株式会社レオパレス21賃貸事業無賃貸管理業務部グローバルサポートセンター, YOKO留学諮問及び日本語教育渉外社長), THAM QUAN TRUNG (ITM JAPAN CO.,LTD代表社長), VAN MINH CO.,LTD ASSISTANT), 井上永徳 (株式会社グローバル・ヒューマン・キャピタル専務取締役), 伊山順吉 (株式会社イメージワークス取締役), 岩井雅明 (JICA VIETNAM OFFICE REPRESENTATIVE), 江原育美 (JICA VIETNAM OFFICE REPRESENTATIVE), 大橋幸夫 (袋井ベトナム友好協会理事, 静岡マイホアン株式会社理事長), 北嶋誠士 (JETROハノイ事務所・海外投資/経済連携促進アドバイザー), 藏立裕太 (ジェイピーモバイルJP SMART事業部マネージャー), 古久保英朗 (NPO法人

ベトナム簿記普及推進協議会), 佐藤英伸 (LEOPALACE21 VIET NAM CO., LTD GENERAL DIRECTOR & CEO), 澤田賢二 (ジェイピーモバイル株式会社代表取締役), 柴田聡 (JAC RECRUITMENT HANOI OFFICE BRANCH MANAGER), 柴田美有 (株式会社ジェイティップス人材ビジネスグループアドバイザー), 志摩浩一 (ITM教育長兼ハノイセンター長), 清水弘子 (在ベトナム日本国大使館二等書記官), 白鳥絵美子 (ICONICハノイオフィス), 鈴木孝 (静岡県西部拠点事務所所長兼営業部長), 住和史 (キャリアリンク・ベトナム), 常川竜司 (株式会社ITM営業部部長), 長尾隆之 (広報戦略部課長兼ヤマトホールディングス株式会社広報戦略担当マネージャー), 中野浩司 (株式会社ジェイティップスChief Operating Officer), 野中寛之 (公益法人経済同友会政策調査部マネージャー), 林幹雄 (在ベトナム日本国大使館一等書記官), 富士見太郎 (グランビジョン国際学院事務局長), ファム テイマイ フェン (アジアビジョン留学株式会社対外及び書類担当), 宮崎喜久代 (公益社団法人経済同友会政策調査部グループ・マネージャー), 森本弘 (丸全電産ロジステック株式会社), 安江裕樹 (東芝ロジスティクス株式会社総務部長), 吉崎みさき (TLロジサービス株式会社総務部課長).

